

3 基本的な考え

日本政府が2014年に批准した障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の理念に沿って、障がいのある人や障がいのある児童に関わる施策は、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する、かけがえのない個人として尊重されるという理念の下、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を目指して実施される必要があります。

そのためには、障害者権利条約の重要な概念となった「私たちぬきに、私たちのことを決めないで!!」の考えの下、障がい当事者が政策決定過程に参画する必要があります。

この計画では、このような「共生社会」の実現に向け、障がいのある人が、福祉、教育、医療、雇用などの必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の暮らしや活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くため、米子市が取り組むべき障がいのある人に関する施策の基本的な方向性を定めます。

また、平成21年に鳥取県で始まった「あいサポート運動」や、平成29年に定められた「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（あいサポート条例）の理念を踏まえ、本市においても、障がいのない人が障がいの特性を正しく理解し、障がいがある人への配慮や手助けなどの行動をすることで、共に生き生きと生活する社会を思い描きながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

(1) 地域社会における共生

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するための取組や、障がいのある人の社会への参加を制約する社会的なさまざまな障壁を取り除くための取組などの環境づくりを進めます。

これらの取組を進める際には、社会的なさまざまな障壁は、障がいのある人の心身の機能の障がいに起因するのではなく、社会の側にこそ要因があり（社会モデルの考え方）、その環境を改善し、その人らしい生活を保証することを目指し、施策の充実に努めます。

また、障がいのある人の自立と社会参加のため、地域社会においてどこで誰と生活するかについての選択の機会の保障や、手話言語を含む言語やその他の意思疎通のための手段について、自ら選択する機会の確保を図ります。

これらの取組とともに、共生社会の実現のためには、障がいのない人が、さまざまな障がいの特性を理解し、心のなかにあるバリアを取り除くとともに、障がいのある人が必要とする配慮や手助けなどの具体的な行動をすることによって、障がいのある人とならない人が、共に分かれ合える地域社会にしていくことが必要です。そのため、鳥取県とと

もに「あいサポート運動」や「あいサポート条例」に基づく取組を進めます。

(2) 差別の禁止

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

障がい者を理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供についても規定されました。
まず、本市各課及び外郭団体において、障がい者を理由とする差別、合理的配慮の不提供を根絶するために積極的に取り組みます。

特に、合理的配慮の提供については、令和 6 年 4 月以降、民間企業においても実施が義務化されることを踏まえ、この取組が広く浸透するとともに、障がい者を理由とする差別の禁止について、市民の意識の醸成に向けて、事業者への研修や説明会の開催など、あらゆる機会を通じて啓発を行います。

4 基本的な視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者権利条約の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（Nothing about Us Without Us）の考えの下、「インクルージョン」を推進する観点から、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき地域で暮らし社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がいのある人が意思決定過程に参画し、障がいのある人の視点を施策に反映するよう目指します。

条約の締結国に属する自治体の一つとして、国全体や県の動向、当事者の意見も踏まえながら、障がいのある人に対する支援の向上について、必要な取組を速やかに実施します。

※インクルージョンの解説

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の暮らしや活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去に努めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障がいのある人のアクセシビリティ¹向上の環境整備を目指します。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策を充実させ、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択することができるよう、情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

¹ アクセシビリティ／施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

また、障がいのある人のみを対象とした施策ではなく、周囲の人の理解も必要であることから、同法の普及、啓発に努めます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

当事者本位、本人中心の支援を実現するためには、適切に意思決定支援を行い、本人の希望に基づいた支援が行われる必要があります。

障がいのある人が各ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うよう目指します。

障がい者施策は、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目した上で、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるものであり、障がいのある人の家族をはじめとする関係者への支援も重要です。

(4) 「親亡き後」への支援

地域生活支援拠点をはじめ、あらゆる施策の充実を図ることで、障がいのある本人、親、家族ともに安心して暮らせる地域づくりを進めます。

障がいのある人だけでなく、介助や支援を行っていた親なども高齢になるなか、世帯全体として支援が必要になる場合や、親などが亡くなった後の、いわゆる「親亡き後」の支援など、複数の分野にまたがる課題がある場合は、米子市総合相談支援センター「えしこに」など、関係する機関と必要な連携を図ることにより、総合的かつ横断的な支援を行います。

(5) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえ、実施するよう目指します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい²、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等や、強度行動障害、医療的ケアを要する等、様々な特性への支援について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を目指します。

² 高次脳機能障がい／交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置づけられる。

5 分野別の取組

(1) 安心・安全な生活環境の整備

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、社会参加を進めていくためには、生活環境の整備が不可欠です。

障がいのある人が、安心して安全に生活できる住環境や移動しやすい環境、アクセシビリティに配慮した施設の整備など、障がいのある人に配慮したまちづくりの推進を通じ、生活環境における社会的障壁（バリア）を取り除き、アクセシビリティの向上を推進します。

また、生活環境の整備は、段差などの物理的な障壁の除去だけでなく、心理的な障壁を取り除くことも重要です。障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることが、障がいのある人もない人も暮らしやすい生活環境につながるため、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」を広めるための取組を推進します。

【取組方針】

① 住宅の確保

- 市営住宅の新築又は改築を行う際には、建物全体をバリアフリー設計とするとともに、既存の市営住宅の改修についても引き続きバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人の優先入居についても引き続き実施します。
- 障がいのある人をはじめ高齢者や一人親家庭、生活困窮者等の住宅確保要配慮者への支援のため、庁内の福祉部門と住宅部門との連携のもと、令和3年度から家賃低廉化事業を実施しています。現在、行政だけでなく相談支援事業所や不動産事業者との連携を目的に、鳥取県西部自立支援協議会の住宅問題部会において、情報交換や各課題への取組を行っていますが、本市における住宅確保のための協議、連携をする場として住宅問題部会を活用しながら取組を進めます。
- 鳥取県居住支援協議会が実施している「あんしん賃貸支援事業」を活用し、賃借人及び障がいのある人の双方に対する情報提供等の支援を行い、障がいのある人の住宅確保のため、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- 在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担を軽減するため、段差の解消、手すりの取付け等の住宅改良費及び日常生活用具の給付等の助成を行います。

② 移動しやすい環境の整備

- 障がいのある人をはじめ高齢者など、いつでも誰もが安全に快適に移動できるまちを目指し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅やバス停留所などの旅客施設、バス、タクシーなどの車両といった公共交通機関のバリアフリー化を促進す

るとともに、当該基本構想に教育啓発特定事業等を加え内容の拡充を図ります。

また、本市が掲げる「歩いて楽しいまちづくり」を実現するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に規定される「マスタープラン」の作成を目指し、本市全体のバリアフリー環境の整備に取り組みます。

- 移動のための支援として、低所得世帯の重度障がいのある人に対し、タクシーチケットを交付するとともに、就労や社会参加が見込まれる障がいのある人に対し、自動車運転免許取得費用や自動車改造費用を助成します。

③ アクセシビリティに配慮した施設の推進

- 市の施設の新設・改修に当たっては、平成28年3月に策定した「米子市公共施設等総合管理計画」に従い、「バリアフリー法」や令和4年に改正された「鳥取県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいて、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設整備を促進します。

- 市の施設の新築・改修に当たっては、計画設計の段階から「障がいのある人との意見交換会（仮称）」等を行い、様々な障がいのある人たちの意見が反映された高度なバリアフリー施設の建設を目指します。

- 表示や標識等は、ふりがなや、ピクトグラムを標記するなど、表示においてもバリアフリー化を進めます。

- 施設整備の際には、さまざまな障がいのある人の意見を聞き、機器等においてもユニバーサルデザイン³に配慮した、誰もが使いやすい製品等の設置に努めます。

④ 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- 障がいのある人をはじめ、あらゆる人が安心して安全に移動したり、施設を利用できるよう、バリアフリー法に基づき、道路や歩道の段差や勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者用信号機の設置などのバリアフリー化を進め、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

- 第4次米子市総合計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づき、障がいの有無に関係なく、誰もが住みやすいまちづくりを推進するための体制を整備します。

- ハード整備（施設整備）だけでなく、安全な通行の妨げとなる歩道の放置自転車や看板を無くす取組も、引き続き地域と協力しながら進めるなど、市民の障がいへの理解と障がいのある人への配慮について、啓発を図ります。

⑤ あいサポート運動等の推進

- 多様な障がいの特性や障がいのある人への配慮を理解することで、障がいのある人もない人も、お互いに助け合い、できる範囲で可能な支援を行うことで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため、鳥取県とともに「あいサポート運動」を推進します。

- 外見では配慮や支援の必要性がわからない内部障がいがある人などのため、配慮や支

³ ユニバーサルデザイン／施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の普及と啓発を図ります。また、令和3年6月1日から配布が始まった、援助や配慮が必要な方がいざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするために携帯する「ヘルプカード」についても、配布を行うとともに、普及と啓発に努めます。

(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

【基本的な考え】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、その人にあつた方法で、必要な情報を得ることができる環境を整備することが重要です。

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成や確保に取り組み、福祉サービスの充実を図ります。

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進

【基本的な考え】

これからのまちづくりにおいて、市民の「安心・安全」の確保は大きな課題であり、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、安全に生活することができるよう、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、災害や犯罪等による被害の未然防止に努める必要があります。

災害が起こったときには、障がい特性に配慮した緊急通報や情報伝達により、避難支援、避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

また、障がいのある人が、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための取組を推進します。

【取組方針】

① 防災対策の推進

- 平成29年9月に施行されたあいサポート条例に、「災害時における障がい者の支援」について市町村の役割が明記されました。
- 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人に確実に情報が伝わるよう、障がい特性に配慮した伝達方法の体制整備を進めます。
- 現在の音声による防災行政無線に加え、音声放送が聞きづらい場合に電話で内容が確認できる「緊急通報テレホンサービス 0120-310-475」や、米子市ホームページでの防災行政無線情報の掲載サービスを広く周知するとともに、文字情報による緊急速報メール等の活用など、伝達方法の充実に取り組みます。
- 防災情報の伝達方法として、見えない・見えにくい人に対しては、防災行政無線で放送された内容をほぼ同時にFM電波で市内全域に発信できるシステムを構築し、その受信機である米子市防災ラジオを希望する対象者に貸与しています。また、きこえない・きこえにくい人に対しては、ファクシミリの一斉送信による情報伝達を実施して

います。

- 災害に強い地域づくりのため、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の作成支援を行うとともに、令和5年3月に「米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例」を制定しました。今後、この条例に基づき、災害時に配慮が必要な障がいのある人の「逃げ遅れゼロ」のため、具体的な取組を実施していきます。
- 避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、同意が得られた方については、個別避難計画の作成支援を行い、実際の災害が発生した際には、市、地域の支援者などの連携により、確実に避難ができるよう取り組んでいきます。
- 防災・避難訓練等に障がいのある人や事業所が参加し、防災意識の向上と避難方法の確認を進めます。
- 台風、地震などの災害により被災した際の復興施策の企画・立案については、障がい者やその家族の参加を促し、地域全体のまちづくりの推進及び情報共有を図ります。
- 各事業所においては、台風や地震などの自然災害や、火災などの緊急事態や危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できるようBCP（事業継続計画）を策定しておくことが重要となっており、令和6年度からその策定が義務化されます。特に障がいのある人の生活を支えるサービス提供事業所においては、事業所としての事業継続性の他に、利用者へのサービス提供体制の継続についても考慮する必要があり、自然災害だけでなく、感染症対策を含め、BCPの必要性について各事業所や法人への周知を図ります。

② 緊急通報・避難体制の整備

- 災害が発生した場合やその恐れがある場合、障がいのある人は、障がいへの理解不足などにより不利益な立場となることが多いため、地域での障がい理解について啓発を進めます。
- 避難所では、障がい特性に配慮した情報保障等、必要な合理的配慮の提供ができるよう、避難所の運営体制の整備を進めます。また、障がいのある人の受入れに必要な資機材の確保や、非常電源の確保等の環境整備を進めます。
- 各種感染症への対応については、障がいのある人は重症化リスクが高いなど特に配慮や支援が必要なことを踏まえ、避難所の分散、避難所での配慮について、適切な支援ができるよう体制整備を進めます。
- 福祉避難所は、市が福祉施設等と協定を結び設置していますが、受入れ方法や物資の確保など具体的な支援体制について取組を進めます。
- 障がいのある人の特性等個別の状態によって一般避難所での避難生活が困難な人については、一般避難所を介さず最初から福祉避難所もしくは、みなし避難所に避難できる体制の整備を進めます。
- きこえない・きこえにくい人や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が行っている「FAX119番」や「Net119緊急通報システム」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

③ 防犯対策の推進

- 見守りや声かけなど地域での協力体制と、行政や警察、障がい者団体、福祉施設や事業所等とが連携することで、犯罪被害や消費者トラブルの防止と早期発見に努めます。
- きこえない・きこえにくい人や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県警が実施している「メール110番」、「ファクシミリ110番」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的な考え】

すべての人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障がいや理由とする差別の解消や障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るための取組が重要です。

社会のあらゆる場面において、障がいや理由とする差別の解消を進めるため、市は、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を市の責務として実施していくとともに、市民や事業者への啓発を行い、幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

また、障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく相談や紛争解決のための手続きを県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

【取組方針】

① 障がいや理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法、あいサポート条例、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例に基づき、障がいや理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人に対する合理的配慮の提供がなされることで、障がいや理由とする差別がなくなるよう、市民や事業者への啓発や広報活動を行います。令和6年4月には、合理的配慮の提供が民間企業においても取組が拡大するため、あいサポーター研修だけでなく、事業者への研修や説明会の開催などの方法で啓発を行い、その推進に努めます。

○障がいのある人にどのような権利があるのか、何が差別で、何が合理的配慮なのか等が、障がいのある人自身が理解できるように様々な取り組みを行います。

○市は、「あいサポーター」研修等を通じて、障がいの特性を理解し、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備を進めます。

○障がいや理由とする差別についての相談があった場合には、県の障がい者差別解消相談支援センター⁴等と連携して対応します。

② 権利擁護の推進と虐待の防止

○障がいのある人や高齢者の権利擁護に関する相談窓口については、市の中核機関として米子市総合相談支援センター「えしこに」が担当するとともに、「西部後見サポートセンター うえるかむ⁵」を、西部圏域の市町村と共同で、委託により運営してお

⁴ 障がい者差別解消相談支援センター／あいサポート条例第13条第1項の規定に基づき、県が設置する障がいや理由とする差別の解消を図るため、障がいや理由とする差別の相談に応じるとともに、相談者への支援を行うための窓口。県内に3か所あり、西部地域は鳥取県西部総合事務所内に置かれている。

⁵ 西部後見サポートセンター うえるかむ／虐待、消費者被害、財産・金銭管理、成年後見制度等の利用等、高齢者や障がい者のさまざまな権利擁護に関する総合相談窓口。米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある。

- り、成年後見制度の利用を含む権利擁護の取組を進めます。
- 障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、本人の意思決定を支援し、成年後見制度の利用など、本人の権利擁護のための取組を推進します。
 - 成年後見制度の利用拡大のため、法人後見活動支援を行うとともに、鳥取県西部圏域の市町村と連携して市民後見人の養成を進めます。
 - 申立人が存在しないなど、後見制度の利用が困難な障がいのある人については、市長が後見人の選任を求め、家庭裁判所に申立てを行うことにより障がいのある人の権利擁護を図ります。
 - 障害者虐待防止法に基づき、「米子市障がい者虐待防止センター」を障がい者支援課内に設置しています。障がい者虐待にかかわる通報や相談に適切に対応し、障がいのある人の尊厳や権利を守ります。障がい者虐待にかかわる相談に応じるとともに、また、障害福祉サービス事業所等が関係する事案については、県が行う指導監査とも連携して、障がい者虐待の未然防止の取組を進めます。
 - 養護者や事業所における障がい者虐待に関する相談や事案があった場合は、県や他の市町村、西部後見サポートセンター うえるかむ等の関係機関と連携し、虐待被害からの救済を図り、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的な考え】

障がいのある人や障がいのある児童及びその家族が、住み慣れた地域で安心して、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい特性や医療的ケアの必要性の有無など一人ひとりの心身の状態や生活実態、家族の状況を踏まえた適切な支援を受けることができるようにすることが重要です。

そのため、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある児童への支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉関係機関と、保健、医療、保育、教育等の各関係機関とが連携し、支援体制の充実を図ります。

また、施設入所者や長期入院している者などの地域生活への移行を推進し、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう取組を進めます。

さらに、自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定の支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づいて必要な支援を受けることができる体制を目指します。

【取組方針】

① 意思決定支援の推進

○自ら意思を決定することが困難な障がいのある人の意思決定支援については、本人の自己決定を尊重する観点から、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン⁶」に基づき、本人を取り巻く家族や支援者などが、**意思形成や意思表示の支援等、十分な意思決定支援を行うことが極めて重要です。**さらに、本人の意見や意思を受け止め、**本人の意思決定を支援することで、本人の希望する望ましい**生活を送ることができるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。

② 相談支援体制の構築

○障がいのある人の個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を行い、支援の必要性に応じた適切なサービスの提供に努めます。

○すべての障がいのある人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の増加のために、新規に事業所を立ち上げたり、相談支援専門員の増員を行った事業所に対して、県と協調して補助を行うなど、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。

○地域における相談支援が円滑かつ効果的に提供できるよう、市が委託している「相談

⁶ 障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン／平成 29 年 3 月に国が作成した、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめたもの。

支援事業所」の周知に努めるとともに、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報提供等ができるよう、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

- 平成31年4月に設置した相談支援の中核的機関である「米子市障がい者基幹相談支援センター」において、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的に行い、本市における相談支援体制の充実を図ります。
- 地域のあらゆる人が役割を持ち、いきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れ、地域住民や地域に関わる多様な主体が世代や分野を超えて協働する取組を進めていくため、本市では「重層的支援体制整備事業⁷」を実施しています。
- その取組の一つとして令和4年4月、米子市総合相談支援センター「えしこに」を開設し、地域課題の解決に向けた地域力の強化と、包括的な相談支援体制の構築に一体的に取り組んでいきます。
- 米子市総合相談支援センター「えしこに」では、近年増加傾向にある障がい当事者の抱える問題だけでなく、家族全体への対応も行っており、今後も庁内の関係部署や他の支援機関との連携をさらに強化しながら取組を進めます。
- 障がいのある人のさまざまな課題に対し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークの中心的役割を担っている「鳥取県西部障害者自立支援協議会」において、関係機関等との連携及び支援体制の充実に取り組みます。また、本市特有の課題については、米子市・日吉津村自立支援協議会において協議し、必要な取組を行います。
- 障がいのある人の家族は、日常生活上の介護等の負担があるばかりでなく、地域での障がいへの理解不足等のため、精神的な負担も大きい実態があることを踏まえ、家族を支援するための体制整備に努めます。
- 障がいのある人・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段であるピアカウンセリング、ピアサポート等の当事者等による相談活動について、充実に努めます。

③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- 施設入所者や長期入院している者等の地域生活への移行を推進するため、在宅の障がいのある人の個々の実態やニーズに応じた、日常生活や社会生活を営む上で必要なサービスの提供体制の充実に取り組みます。
- 在宅の障がいのある人へのサービス提供体制の充実に取り組むことが、障がいのある本人だけでなく、その家族の方の負担軽減にもつながるという考えに基づき、引き続き体制整備に努めます。
- 常時介護を必要とする障がいのある人が、地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- 地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活や社会参加を行うために必要

⁷ 重層的支援体制整備事業／市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。社会福祉法に基づき令和3年4月に創設された。

な支援として、居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスの提供を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保を図り、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、外出のための行動援護、同行援護、移動支援など、さまざまな障がい福祉サービスの提供体制の整備を促進します。

- 障がいのある人が希望する居住形態は様々であり、多様な居住の場の整備が必要です。障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活する適切な規模のグループホームの整備を促進します。重度の障がいや行動障がいのある人が利用できるグループホームが不足している一方、通過型など多様な形態の居住の場も求められていることから、引き続き整備に努めます。
- 長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。
- 長期入院中の精神障がいのある人や長期の施設入所中の人の地域生活への移行については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて取り組んでおり、今後も鳥取県や相談支援事業所等と連携のうえ、退院や退所の働きかけを進めるとともに、地域での生活の支援体制を整備します。
- 各種感染症への対応を踏まえた障がい福祉サービスの提供については、利用者の感染防止と事業所内での感染拡大防止の観点から、障がいのある人の特性やその家族の状況に応じた柔軟な取扱いについて、国や県の動向を踏まえて対応し、利用者が継続してサービスを利用することができる体制の整備に努めます。
一方、事業所に対しても、支援員の感染防止はもとより、サービスが継続して提供できるよう支援します。

④ 障がいのある児童及び家族に対する支援の充実

- 障がいのある児童とその家族が、地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期等のライフステージに応じた、途切れることのない支援の提供体制の整備を進めます。主な取組として、発達の課題に気づき、必要な支援が引き継がれるよう「5歳児健診」を実施し、妊娠期から子育て期までの悩みや困りごとに関する相談に応じて、適切な相談・支援機関につなぐ「こども総合相談窓口」を開設しており、その取組の中で、発達に課題のある子どもとその家族に対する切れ目ない支援を目指します。
- インクルーシブな社会（誰も排除されない社会）の構築のためには、乳幼児期から本人、家族の希望に沿って障がいのない児と等しく保育や教育が受けられる環境の整備が必要です。そのためにこども総本部各課、教育委員会等と連携し、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等の環境整備を進めます。
- 在宅の障がいのある児童に対し、居宅介護や短期入所等の福祉サービスの提供及び児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援、日中一時支援等の適切な支援を行い、在宅生活の充実を図ります。
- 在宅で生活する重症心身障がい児について、情報提供や相談支援等によりその家族を支援するとともに、重症心身障がいにも対応した短期入所等の障がい児福祉サービス

の確保を促進します。

- 医療的ケアが必要な児童が、地域において包括的な支援が受けられるように、鳥取県西部障害者自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者支援部会を設置し、学校・保育園、医療、福祉等の関係機関の連携を推進します。
- 新生児訪問等を通じて、子どもに障がいの疑いがあったり、障がいがあるとわかった家族に対し、障がいについての情報や医療機関、福祉制度や各種のサービス、教育等に関する情報の提供方法を検討し、家族の不安解消や子どもの発達への支援に努めます。

⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上等

- 障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービス等が円滑に実施され、利用者の処遇が適切になされるとともに、違法又は不適切な事業の実施がなく、障がい福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化が図られるよう、県と連携し、随時又は定期的に障がい福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知するとともに、指導及び監査を行います。
- 障がいのある人が、ニーズにあった適切な障がい福祉サービス等を利用することができるよう、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所及び医療機関等の関係者が連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

⑥ 障がい福祉を支える人材の育成・確保

- 相談支援専門員には、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の障がい特性を理解した専門的技術及び知識を有する人材の確保とその資質の向上を図ります。
- 利用者のニーズに対応するため、障がい福祉サービスの従事者の確保を促進するとともに、従事者の資質の向上を図るため、「鳥取県人材育成ビジョン」の周知と活用、養成講座や研修会への参加の促進を図ります。
- 福祉人材の確保と育成については、適切なサービス提供体制の確保のためにも喫緊の課題であることから、事業所と連携のうえ、課題解決に向けて取り組みます。
- 適切なサービスが提供できるよう、法人や施設等の事業者に対する障がい特性等の理解の促進や法令順守の意識の醸成について、県と連携して推進を図ります。

(6) 保健・医療の推進

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、身近な地域において、保健や医療を受けることができる体制を整備することが重要です。

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を可能な限り地域で行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活への移行を推進し、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に取り組みます。

また、障がいのある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

(7) 行政サービス等における配慮

【基本的な考え】

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるよう、あらゆる行政手続きにおいて、必要な環境の整備や障がい特性に応じた方法を用いる等の合理的配慮の提供を行う必要があります。このことは、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく障がい者による情報の取得、利用ならびに意思疎通に係る施策の充実、必要な情報への円滑なアクセスの実現などの項目にも掲げられています。

これらの実現のためには、市職員が率先して障がい特性を理解し、窓口等における配慮を徹底するとともに、行政情報を提供するときは、障がい特性に配慮した方法による情報保障の取組を進めます。

(8) 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むためには、就労への支援が重要です。

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

また、就労促進のみならず、年金や諸手当の受給、経済的負担の軽減等により、障がいのある人の経済的自立を支援します。

(9) 教育の充実

【基本的な考え】

障がいのある児童・生徒が、障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができ、本人の障がいの特性や程度に応じた、適切な方法により教育を受けることができるようにすることが重要です。

障がいのある児童・生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、指導内容等に関する情報を関係機関で共有するとともに、学校、福祉や保健、医療などの各分野と連携を図りながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

一方、障がいのない児童や生徒、大人が、障がいの特性や障がいのある人への理解を深め、障がいの特性に応じた必要な配慮ができるよう、学校、地域において障がいを理解するための学習機会の提供や啓発を進めます。

【取組方針】

① 学校教育の充実

- 適切な教育支援のため、本人及び保護者との早期からの教育相談などを行い、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会・学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図りながら、適切な教育支援を行います。
- 就学に際しては、障がいのある児童・生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供及びその基礎となる環境整備に努めます。また、将来の自立や地域生活を目標に置いた進路指導や個別支援を行います。
- 特別支援教育について、児童・生徒の障がいの種類や程度、能力や適性を的確に判断し、個別の支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向け、児童・生徒の取組を主体的に支援します。また、多様な学びの場の充実を目指し、校内支援体制の整備や個別の指導計画等の活用を図りながら、継続的な教育支援を行います。
- 通級指導教室で学習する児童や生徒が、進級や就学前から小学校、中学校へ進学する場合には、職員や学校間での連携を図り、児童・生徒の障がいの特性や個々の状況を踏まえた適切な指導が継続するよう取り組みます。
- 通級指導教室の設置について、県教育委員会と連携を図り、指導が必要な児童・生徒が、一人ひとりのニーズにあった適切な指導を受けられることができるよう、環境の整備に努めます。
- 障害福祉サービスや障害児通所支援の利用等、福祉的なニーズを有する児童も多いことから、相談支援事業所や障害福祉サービス、障害児通所支援事業所等との連携を図り一人ひとり児童を支援します。また、医療的ニーズのある児童に対しても同様に関係機関と連携します。

② 教育環境の整備

- 適切な教育支援を行うには、すべての教職員が特別支援教育に係る基本的な知識・技能等を身につけることが重要であり、特別支援教育についての専門性の習得を進めていきます。
- 学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備については、米子市教育振興基本計画に基づき取り組むとともに、障がいのある児童・生徒の障がいの種類や状況、程度に応じた施設の整備や合理的配慮の提供を行います。

③ 生涯学習の充実

- 障がいのある人が地域において生きがいのある社会生活を送るための、さまざまな学習機会の提供に努めます。
- 講演会や研修会などへの手話通訳者や要約筆記者の配置を促進するなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

④ 障がい及び障がいのある人への理解の促進

- 障がいのある人をひとくくりで見のではなく、その人自身を見て接することを基本とし、障がいのない人が、多様な障がいの特性や障がいのある人についての理解を深め、その特性に応じた配慮や手助けなどができるようになることを目指し、市民への「あいさポーター研修」をはじめとする学習機会の提供や啓発を推進します。
- 「心のバリアフリー」の実現に向けて、学校における障がいのある児童や生徒と、障がいのない児童や生徒が共に社会の中で生きていく仲間として何ができるのか、ということを考える機会となるよう、お互いの交流及び共同学習等を推進します。
- 誰もがお互いを認め合い、協力し合うことで豊かな社会を築く、というインクルーシブの理念を理解し、今後活かすため、障がいの有無を含めて互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら学習する機会の充実に取り組みます。

(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援

【基本的な考え】

障がいのある人が芸術や文化活動に親しむことは、障がいのある人の生活を豊かにするばかりでなく、自己実現や社会参加の促進につながるとともに、市民の障がいや障がいのある人に対する理解を深めるためにも、大きな意味があります。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動を通じて、体力の増強や交流、余暇の充実等を図るため、体育施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者スポーツを通じて障がいと障がいのある人への理解が促進されるよう取り組みます。

第4部 第7期米子市障がい福祉計画・ 第3期米子市障がい児福祉計画

1 概要

(1) 法的根拠

① 第7期米子市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などについて定めたものです。

② 第3期米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障がい児福祉サービスの提供体制の確保などについて定めたものです。

これら二つの計画は、それぞれの法律で一体のものとして作成できるとされていることから、一体のものとして作成します。

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

2 作成する目的・基本的な考え方

第7期米子市障がい福祉計画及び第3期米子市障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）は、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供見込量を推計し、見込量確保のための方策や提供体制などについて、計画的に実施していくために定めるものです。

障がい福祉計画等の作成に当たっては、基本指針で示された基本理念等に基づき、次の視点を踏まえて取り組むこととしますが、米子市の障がいのある人の状況や事業所等の実態など、本市の実情を踏まえたものとします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の意思決定を支援し、本人の自己決定を尊重することで、障がいのある人の自己決定を尊重し、本人の意思決定を支援することで、自らの意思（どこで、だれと、どのように暮らすか）が反映された生活を送ることができるように、その自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等の18歳以上の者並びに障がい児とします。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立を支援するため、入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供の体制を整備し、精神障がいがある人を含めて障がいのある人等とその家族の生活を地域全体で支える仕組みの構築を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりを促進します。また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関連機関が共通の認識のもと、医療的ケア児など専門的な支援を要する人に対して包括的かつ総合的な支援を行う体制の構築を計画的に推進します。

そのなかで、米子市地域”つながる”福祉プランに基づき本市が取り組んでいる、身

近な地域において分野横断的かつ包括的な相談・支援を行う重層的支援体制整備事業との連携を一層進めます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

加えて、医療的ケアが必要な児童が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が共通理解のもとで包括的な支援を行う体制整備を進めます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化や高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着が必要です。

その実現のため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の働きがいなどの積極的な周知・広報等に取り組むとともに、障がい福祉職場における職場環境の整備やハラスメント対策などに事業所と協力して取り組みます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するため、障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等、障がいのある人が地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう取り組みます。

特に、「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」が平成30年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。

また、「読書バリアフリー法」が令和元年に施行されたことを踏まえ、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現と、見えない・見えにくい人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人の情報の取得利用や意思疎通を推進するため、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図ります。

3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系

(1) 体系図

(2) 鳥取県西部障害者自立支援協議会との連携

4 3年後(令和8年度)の目標値の設定

② 本市の目標値

ア 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

本市では、市内に地域生活支援拠点の整備として、その機能の一つである緊急時の受け入れ・対応の体制を整えています。今後、地域生活支援拠点の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。令和3年度末に整備済となっている地域性支援拠点については、十分に機能していると言えない状況です。原点に立ち返り、地域が求めていることに耳を傾け、それらを積み上げ整理することで再構築を図ります。

また、年1回以上、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会において、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行います。

イ 強度行動障がいのある人への支援体制整備

強度行動障がいのある人の支援については、利用できるサービス、対応できる事業所等が限定的であり、地域の支援体制は極めて脆弱な状況です。支援センター連絡等では毎回のように地域課題として報告され、この状況の改善は喫緊の課題と言えます。鳥取県をはじめとする地域の関係機関と連携し、強度行動障がいのある人への支援を行っていますが、引き続き状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

「4 3年後(令和8年度)の目標値の設定」で掲げた本市の目標値を達成するために必要な障がい福祉サービスの見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情を踏まえて定めるものです。

当事者団体への聞き取り、令和4年度福祉に関するアンケート調査の結果及び策定委員会での議論等を通じて把握した、障がい福祉サービスへの利用ニーズと、サービスの種類や事業所数、定員数とのミスマッチ（不均衡）を踏まえ、今後、障がい福祉サービス全体として、障がいのある人や障がいのある児童、その家族の利用ニーズに対応し得る、需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制の構築について、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい福祉サービスについて、近年の利用実績の推移を基礎とし、事業所数やヘルパー等のサービス提供体制、サービス等利用計画に基づく決定支給量、当事者団体等からの聞き取り等を通じて得た今後のサービス利用希望の状況等を踏まえ推計したものです。

(1) 訪問系サービス（介護給付）

① サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、障がいのある人及び児童 ・自宅での入浴、排せつ、食事等の介護を行う。ホームヘルプサービスとも呼ばれる。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、常時介護を必要とする重度の肢体不自由・重度の知的障がい、精神障がいのある人 ・自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う。 ・日常的に利用していた最重度の利用者は、医療機関への入院時も利用可能とする。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、常時介護を必要とする重度の知的障がい、精神障がいのある人及び児童 ・外出時の危険を回避するため、移動中の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、常時介護を必要とする障がいのある人及び児童で、介護の必要性が著しく高い場合 ・居宅介護をはじめとする必要なサービスを包括的に行う。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人及び児童 ・外出に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う。

② サービスの見込量

単位： 人＝月間の利用人数
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	6年度	7年度	8年度
居宅介護	319 人	321 人	323 人
	5,546 時間	5,657 時間	5,770 時間
重度訪問介護	15 人	15 人	16 人
	2,666 時間	2,783 時間	2,905 時間
行動援護	46 人	50 人	54 人
	1,222 時間	1,281 時間	1,343 時間
重度障害者等 包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	23 人	24 人	25 人
	202 時間	203 時間	204 時間

③ 見込量確保のための方策

- 訪問系サービスを行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に80事業所あります。
- 居宅介護、行動援護等の訪問系サービスは、提供可能な事業所の不足や受入れのための職員体制が整っていないことが全国的に課題であり、希望する時間に利用できないなどニーズを満たせていない実態があるため、福祉人材の確保について、事業所等と連携して取り組みます。
- 見込量は、近年の利用実績の推移を基礎としており、利用実績に現れない潜在的なニーズは**十分には**反映していませんが、利用ニーズに応じた提供体制の整備が必要です。また、地域生活への移行の取組にあたっては、地域の受入れのためには訪問系サービスの充実が不可欠であるため、事業所に対して広く情報提供を行うなど多様な事業者の参入を促進など、**様々な手段をもって訪問系サービスの提供体制の整備に努めます。**していきます。
- 地域自立支援協議会の部会、連絡会等において、日常的にサービスの利用調整が困難である旨の報告がある事案としては、行動障がいのある人の支援、医療的ケアを必要とする人の支援、また、早朝夜間、土・日等休日の利用等が中心であることから、とりわけそのような支援の拡充に努めます。**
- 提供体制の整備に当たっては、量の確保とともに、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、ホームヘルパーに対する講座・講習などへの受講について、事業所への働きかけを進めます。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス名	事業所数
-------	------

居宅介護	34
重度訪問介護	31
行動援護	9
重度障害者等包括支援	0
同行援護	6

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

【介護給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、常時介護を必要とする障がいのある人 ・主に昼間、障がい者支援施設で食事、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、病院等への長期入院による医療が必要な常時介護を必要とする障がいのある人 ・病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の食事・入浴等の介護、日常生活上の世話等を提供する。
短期入所 (福祉型・医療型)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、障がいのある人及び児童 ・居宅で介護をしている介護者が疾病やその他の理由で介護ができない場合に、障がいのある人等を障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
生活介護	329人	333人	337人
	6,258人日	6,332人日	6,407人日
療養介護	18人	18人	18人
	519人日	519人日	519人日
短期入所（福祉型）	99人	110人	122人
	578人日	626人日	677人日
短期入所（医療型）	17人	20人	22人
	100人日	113人日	126人日

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○日中活動系サービス（介護給付）を行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に39事業所あります。

○短期入所についてはグループホームの新設に伴い併設型の事業所が増加しています。一方、地域生活への移行者や介護をしている家族のレスパイトでの利用などにより、今後も利用ニーズが高い状態が続くと見込まれるため、実施事業所の確保に努め、利用しやすい体制整備に努めます。促進します。

○地域自立支援協議会の部会、連絡会等において、日常的にサービスの利用調整が困難

である旨の報告がある事案としては、行動障がいのある人の支援、医療的ケアを必要とする人の支援、また、土・日等休日の利用等が中心であることから、とりわけそのような支援の拡充に努めます。

- 提供体制の整備に当たっては、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、サービスに従事する支援員等の人材育成を図るため、研修の受講などについて事業所への情報提供を行うとともに、必要なサービス量が提供できるよう福祉人材の確保を促進します。
- 障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数
生活介護	17
療養介護	0
短期入所	22
(うち医療型)	(5)

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

【訓練等給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、地域生活へ移行する上で身体機能の維持・回復などのための支援が必要な障がいのある人 ・自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせ、身体機能の維持・回復、家事等の訓練を行う。
就労選択支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、就労移行支援または就労継続支援の利用や一般就労を希望する障がいのある人 ・就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性にあった選択の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、施設や病院から退所・退院した障がいのある人等で、地域生活へ移行する上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な人 ・自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせ、生活能力を向上するために必要な訓練や生活相談を行う。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、一般就労を希望する65歳未満で、企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる障がいのある人 ・一定期間、事業所内や企業において作業や実習を実施し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労定着に必要な指導等を行う。
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、一般企業等での就労が困難な65歳未満で、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人 ・就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練その他の必要な支援や指導等を行う。

就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、企業等や就労継続支援 A 型での就労経験がある人で、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人や、就労移行支援を利用したが、一般就労や就労継続支援 A 型の雇用に結びつかなかった障がいのある人等 就労の機会や生産活動の機会の提供、一般就労に向けた訓練その他の必要な支援や指導等を行う。
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
就労選択支援	-	8人	9人
	-	34人日	38人日
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型訓練含む	58人	58人	58人
	915人日	915人日	915人日
就労移行支援	39人	42人	45人
	572人日	611人日	653人日
就労継続支援 A 型	126人	136人	147人
	2,256人日	2,387人日	2,525人日
就労継続支援 B 型	706人	723人	741人
	11,968人日	12,237人日	12,513人日
就労定着支援	14人	15人	17人

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

- 障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して、企業の障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、受入や職場定着に対する啓発などについて、福祉、労働、教育分野が連携して、就労支援体制の構築に努めます。

- 障がいのある人の雇用促進と収入の安定化を図るため、障害者優先調達法に基づき、市は福祉施設からの優先的な物品や役務の調達に取り組みます。
- 日中活動系サービス（訓練等給付）を行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に60事業所あります。
- 就労継続支援B型は、利用者数に対して各事業所の定員の合計が大きく上回っていたため、地域の実情に即した提供体制となるよう、令和2年10月から令和4年3月まで新規指定や定員増を制限する取組が試行的に行われました。令和4年4月からは、**引き続き実施されている総量規制の下**、新規に事業所の開設または定員増を計画している事業者は、指定申請に当たり事業計画書や市町村の意見書の添付が必要となる取組が始まっています。
- 令和5年12月現在の市内の就労継続支援B型事業所の定員は市内で756人、西部圏域で1,224人となっており、市外の利用者を考慮しても利用者に対する定員数は引き続き充足しています。
- 各事業所には、定員の確保だけでなく、より質の高いサービスが円滑に提供され、もって利用者への支援が適正に実施されるよう、各種通知等について周知するとともに、鳥取県と連携し、事業所への指導等を行います。
- 就労定着支援については、「4 3年後(令和8年度)の目標値の設定」の「(4)福祉施設から一般就労への移行等」において、一般就労への移行の目標値が示されており、利用者の確保とともに支援の充実を事業所に働きかけます。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数
自立訓練(機能訓練)	0
自立訓練(生活訓練)	7
就労移行支援	3
就労継続支援A型	10
就労継続支援B型	35
就労定着支援	5

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付・地域生活支援拠点等）

① サービスの概要

サービス名	概要
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人等 ・障がいのある人の理解力や生活力等を補うため、生活上での様々な問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、障がいのある人（身体障がいのある人は65歳未満か65歳までに障がい福祉サービスを利用したことがある人） ・夜間に共同生活をおこなう住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、施設に入所している障がいのある人 ・主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
地域生活支援拠点等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を整備する。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	11人	12人	14人
共同生活援助 (グループホーム)	193人	206人	220人
施設入所支援	144人	143人	142人
地域生活支援拠点等			
設置か所数 ^{※1}	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数 ^{※2}	1人	1人	1人
検証・検討の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数を推計しました。

※1 設置か所数は、市内全体で面的整備を行ったものとししました。

※2 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みと同数とししました。

③ 見込量確保のための方策

- 地域生活の拠点にもなるグループホームについては、近年、日中サービス支援型のグループホームの新設もあり、重度の障がいのある人が利用できるグループホームは増えつつあります。
- 一方で、行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人などが利用できるグループホームについては、利用のニーズを満たせていない状況があります。
- グループホームの整備に当たっては、国が示すグループホームの趣旨を踏まえ、基本的に大規模居住（8名以上）とならないよう留意するなど、家庭的な雰囲気の下で地域との交流、社会との連携の確保などの観点を尊重した整備に努めます。
- 施設入所支援の見込量は、「4 3年後(令和8年度)の目標値の設定」の「(1) 施設入所者の地域生活への移行」における地域生活への移行者の目標値を踏まえることとします。入所施設及び相談支援事業所等が把握している地域移行希望者に対して関係機関と連携して適切な支援を行い地域移行を進めていきます。
- 地域生活支援拠点については、現在、緊急時の受け入れ及び対応を行う短期入所の機能があります。今後、拠点としての機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）をより充実させるため、コーディネーターを中心に整備を進めます。

(参考) 市内事業所等の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数	施設数
自立生活援助	3	—
共同生活援助(グループホーム)	20	52
(うち日中支援型)	(5)	(8)
施設入所支援	3	—

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	概要
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がいのある人及び児童 障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人や児童の心身の状況やその置かれている環境等を勘案して、サービス等利用計画を作成する。
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に長期入院している精神障がいのある人 住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、居宅において単身等で生活し、地域生活が不安定な障がいのある人 地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、緊急の場合には相談や対応等の支援を行う。

③ サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	497人	541人	589人
地域移行支援	6人	9人	12人
地域定着支援	2人	3人	4人

○令和2年度から令和5年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

- 相談支援を行っている事業所は、令和5年12月現在、市内に26事業所あります。
- 障がいのある人や児童それぞれの心身の状況や障がい福祉サービス等の利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所及び相談支援専門員の技能の向上を図り、障がいのある人やその家族等が、適切な相談支援を受けることができる体制整備を目指します。
- 相談支援の質の向上は全国的な課題です。本市においても、基幹相談支援センターの指導・助言やモニタリングの評価・検証、各種研修等を行い、障害者ケアマネジメントの基本理念・基本的視点に沿った本人中心の相談支援が提供されるよう努めます。
- サービス等利用計画が必要な人には、もれなく作成されるよう、相談支援事業所の新規設置、相談支援専門員の増員等について人件費を補助する事業を鳥取県と協調して行うとともに、関係事業者等に情報提供等を行います。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数
-------	------

計画相談支援	16
地域移行支援	5
地域定着支援	5

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く(5) 発達障がい者等に対する支援

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 概要

- 本市では、平成 31 年 4 月に米子市障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制の整備を行いました。
- 地域の相談支援体制の強化については、**地域の主任相談支援専門員とも連携して**米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて、引き続き相談支援事業所への専門的な指導・助言等を行います。
- 鳥取県西部障害者自立支援協議会では、鳥取県西部圏域の相談支援体制の構築のため定期的に連絡会等を実施しています。
- これらの取組を継続することにより、相談支援体制の充実に取り組みます。

② 見込量

事項	6 年度	7 年度	8 年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ^{※1}	249 件	274 件	301 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 ^{※2}	16 件	16 件	16 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ^{※3}	24 回	24 回	24 回
個別事例の支援内容の検証実施回数	4 回	4 回	4 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 ^{※4}			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 ^{※4}	12 回	12 回	12 回

協議会における相談支援事業所の参画による事例 検討の参加事業者・機関数	42 機関	42 機関	42 機関
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	12 回	12 回	12 回

- ※1 米子市障がい者基幹相談支援センターにおける実績件数から推計しました。
- ※2 鳥取県西部 9 市町村で共同実施している相談支援促進研修事業の実施回数から推計しました。
- ※3 鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援機関の連絡会（相談支援の充実を図るための連絡会及び支援センター連絡会）の実施見込回数を記載しました。
- ※4 鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援機関の連絡会（相談支援の充実を図るための連絡会）の実施見込について記載しました。

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

① 概要

- 障がい福祉サービス等が多様化し、サービス事業所が増加する中で、障がいのある人が真に必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう、市担当者の資質向上を図ります。
- 各事業所が、サービスの提供基準に対する理解を深め、給付費の適正な請求事務を行うことができるよう取組を行うとともに、適正な運営体制の構築を推進することにより、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

③ 見込量

事項	6 年度	7 年度	8 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ※	5 人	5 人	5 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有する体制の有無及び実施回数	有 1 回	有 1 回	有 1 回
鳥取県が実施する指導監査及び実地調査への同行率（本市の受給者が利用している施設に限る）	100%	100%	100%

※本市担当課職員の研修受講者数

6 障がいのある児童に係る福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

米子市障がい児福祉計画として、障害児通所支援等の見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情等を踏まえて定めるものです。

障がい児福祉サービスについては、障がい福祉サービスと同様に、サービスの利用者のニーズと、サービス提供事業所の種類や事業所数に、**需給バランスがとれていない現状があります。**

今後、障がい児福祉サービス全体として、障がいのある児童やその家族の利用ニーズに対応し得る、**需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制の構築について、**米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい児福祉サービス等について、近年の利用実績の推移を基礎とし、事業所数やヘルパー等のサービス提供体制、サービス等利用計画に基づく決定支給量、当事者団体等からの聞取り等を通じて得た今後のサービス利用希望の状況等を踏まえ推計したものです。

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

① サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、療育が必要とされる未就学の障がいのある児童 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な児童 障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童 放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練、創作的活動、地域交流の機会等の継続的な支援を行い、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行う。
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、保育所や幼稚園等に通う集団生活の適応のための専門的な支援が必要な障がいのある児童 保育所等を訪問し、障がいのある児童本人、またはスタッフに対し、他の児童との集団生活への適応のための訓練や、スタッフへの支援方法等の指導など、専門的な支援を行う。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、障害児通所支援を利用する障がいのある児童 障がいのある児童または保護者の意向等を踏まえて、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行う。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	・医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置する。
------------------------------------	---

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	97人	101人	104人
	800人日	815人日	830人日
居宅訪問型児童発達支援	1人	1人	1人
	2人日	2人日	2人日
放課後等デイサービス	315人	325人	334人
	4,397人日	4,529人日	4,665人日
保育所等訪問支援	11人	11人	12人
	12人日	13人日	15人日
障がい児相談支援	133人	147人	162人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (市職員の人数)	42人 (5人)	43人 (6人)	44人 (7人)

○令和2年度から令和5年度までの実績を考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

- 令和5年12月現在、障害児通所支援を行っている事業所は、市内に35事業所、障害児相談支援を行っている事業所は、市内に17事業所あります。
- 利用を希望する障がいのある児童一人ひとりが、心身の状況や障がい特性、生活環境等を踏まえた適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図り、支援体制の充実と必要なサービス量の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、近年の事業所数の増加に伴い、利用者数、利用日数ともに利用実績が増えています。
- 一方で、医療的ケア児や重症心身障がい児、**行動障がいのある児**が利用できる事業所は不足しているため、児童発達支援を含め身近な地域で利用できるよう、運営主体となる法人組織等への協力を呼びかけます。

- 「保育所等訪問支援」については、令和2年度に市内に事業所ができて以降、利用者数は増加してきています。今後も希望する児童が利用できるように、受入れ側の理解促進を図ります。また、米子市こども相談課において、発達支援員等が、障がいのある児童が在籍する保育施設等を巡回訪問し、保育士や保護者への支援を行っています。これらの取組により、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスでは、報酬において保育所等への移行前の移行に向けた取組についても評価されることとなります。本人、保護者の意向を踏まえてインクルージョン※1を推進するために児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援、相談支援事業所、保育所、学校、行政各課との連携を一層進めていきます。
- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」については、養成研修の修了者が、市内の相談支援事業所等にコーディネーターとして配置されています。また、市役所内には関係課に4名のコーディネーターを配置しています。

(参考) 市内事業所の内訳 (令和5年12月現在)

サービス別	事業所数	
児童発達支援	12	児童発達支援センター1 含む
医療型児童発達支援	1	児童発達支援センター1 含む
居宅訪問型児童発達支援	1	
放課後等デイサービス	19	
保育所等訪問支援	2	
障害児相談支援	17	

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(2) 子ども・子育て支援等

① サービスの概要

サービス名	概要
第1号認定 (幼稚園等)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童 ・幼稚園、認定こども園で教育を受ける。
第2号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童 ・保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
第3号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、満3歳未満の児童 ・保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は、小学校に就学している児童 ・保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童が利用。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	6年度	7年度	8年度
第1号認定 (幼稚園等)	26人	27人	27人
第2号認定 (保育所等)	116人	120人	123人
第3号認定 (保育所等)	7人	7人	8人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	109人	112人	116人

③ 見込量確保のための方策

- 保育所、幼稚園、認定こども園においては、障がいの診断を受けている児童のほか、見守りが必要な児童の受け入れ体制を整えており、今後も障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、子育て支援施策との連携を図り、受け入れを推進します。
- 放課後児童健全育成事業においては、待機児童が発生しており、受け入れの拡大を検討するとともに、支援や見守りが必要な子どもが、放課後を身近な地域で過ごすことができるよう環境整備に取り組みます。
- 医療的ケアが必要な児童の受入れについて、保健、医療、福祉等の関連分野が、共通理解のもと、鳥取県を含め関係機関とともに協働する支援体制の構築を図り、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。